

報告第 1 号

栗山町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の 専決処分について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

栗山町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成27年12月30日

栗山町長 椿 原 紀 昭

栗山町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

栗山町税条例の一部を改正する条例（平成２７年条例第４５号）の一部を次のように改正する。

第５１条第２項各号の改正規定中「又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号」を「及び住所又は居所（法人にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号）」に改める。

第１３９条の３第２項第１号の改正規定中「個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は」を削り、「同条第１５項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第１５項」に改め、「個人番号又は」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。